

持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための意見書

今日の世界は各地の戦争の影響で食料安全保障上のリスクが高まり、地球環境問題への対応など、わが国の農業を取り巻く情勢には急激な変化が生じています。

政府は食料の安定供給と農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的発展とその基盤としての農村の振興を図る目的で25年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正しました。国民生活の安定と向上及び国民経済の健全な発展を促進するためには、法改正は極めて重要です。改めて我が国の農業の発展をめざす転換点であることの証左です。

しかしながら、現在の農業・農村の現実、法改正にともなう各種事業計画の策定の前提が極めて困難な状態であることも現実です。その最も重要な課題は、農業経営とその後継者の激減です。中山間地は小規模経営が大勢を占め、とりわけ兼業農家も減少し、農業者の経営維持が困難になっています。

このような状況下でありますので、国政として過疎と高齢化を防ぎ地域自治力を高めるために、まず、38%にまで低下した食料自給率を飛躍的に高め生産者と消費者を守ることを、国政として推進することが重要です。

つきましては、持続可能な農業の発展を図るために、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

- 1 農業政策を強化し、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組みなど農地を維持すると共に中山間地域等直接支払制度等を維持しながら、農業全般の基礎支援制度を拡充すること。
- 2 食料の安定供給と食料自給率の向上に向けて、国家的計画を作成し予算を拡充して、国内農業生産の増大を図ること。
- 3 農業生産のコスト上昇分を一方的に価格転嫁し消費者へ負担させるのではなく、適正な価格形成として、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

令和7年3月17日

福島県河沼郡会津坂下町議会議長 赤城大地

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口 昌一	殿
内閣総理大臣	石破 茂	殿
財務大臣	加藤 勝信	殿
農林水産大臣	江藤 拓	殿